

ノースアジア大学履修科目の登録の上限に関する細則

平成21年4月1日 制定

平成28年4月1日 改正

(目 的)

第1条 この細則は、ノースアジア大学学則第13条第3項の規定に基づき履修科目の登録の上限について必要な事項を定める。

(趣 旨)

第2条 学生が各年次において適切に授業科目を履修するため、半期又は一年間に履修科目として登録することができる単位数については、上限を定めるものとする。

(履修科目の登録の上限)

第3条 学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、前期・後期いずれかの半期において24単位、一年間に46単位とする。ただし、学期の途中で開講した科目及び教職関連科目は、登録単位数の上限から除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、登録単位数の上限を超えて一年間に50単位まで履修科目を登録することができる。

- (1) 2年次以上の学生で履修科目の登録をする時点の通算G P Aが3.0以上の者
- (2) 観光奨学生候補者
- (3) 3年次に編入を認可された者

3 第1項の規定にかかわらず、4年次に在籍する者は履修登録の上限を超えて履修科目を登録できるものとする。

(その他)

第4条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。